資 料 番 号
Ｎｏ．１－２

第１０次労働災害防止計画の評価

厚生労働省安全衛生部

平成１９年７月

第１０次労働災害防止計画の成果の総括的評価

１０次防の取組は、特に死亡災害の減少という点で効果をあげた。

目標①　労働災害による死亡者数の減少傾向を堅持するとともに、年間1,500人を大きく下回ることを目指し、一層の減少を図る。

【現状】
- ■ 18年実績は1,472人
- ■ 19年は現在前年比9%減

【評価】
現状のまま推移すれば、19年末の予想値は1,340人であり、目標達成が見込まれる状況。

【分析】死亡災害が多発している建設業、陸上貨物運送事業や、機械災害、交通労働災害に重点的に取り組んだ結果、当該業種等で大幅に死亡災害が減少し、全体目標の達成に寄与したと考えられる。

目標②　計画期間中における労働災害総件数を20%以上減少させる。

【現状】
- ■ 18年時点の前期比較で11%減

【評価】
現状のまま推移すれば、19年末の予想減少率は約10%であり、目標達成は難しい状況。

【分析】死傷災害の最も多い第三次産業で死傷者数が増加し、その他の業種でも大幅な減少が見られなかった結果、全体の死傷者数の減少傾向が鈍化している。

目標③　じん肺、職業がん等の重篤な職業性疾病の減少、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅を図る。

【現状】
- ■ じん肺、職業がんは横ばい
- ■ 酸欠、ＣＯ中毒は依然発生
  (平成17年　酸欠：4人　ＣＯ中毒：9人)

【評価】
じん肺等の疾病は減少しておらず、死亡に至る酸欠等も発生しており、目標達成は難しい状況。

【分析】じん肺については金属製造業、機械製造業等で新規有所見者が減少していない。
中毒災害は取組を進めた対象作業では減少したが、全体としては撲滅に至っていない。

目標④　過重労働による健康障害、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患の着実な減少を図る。

【現状】
- ■ 過重労働による健康障害は増加
- ■ 精神障害は大幅に増加

【評価】
過重労働、精神障害ともに増加しており、目標達成は難しい状況。

【分析】過重労働については、18年に法改正を行い対策を強化したが、まだ全面適用されておらず、今後その効果を見極める必要がある。
メンタルヘルスについては、仕事に強い不安や悩みがある労働者が減少していない。

第１０次労働災害防止計画に関する評価結果

① 業種別対策

② 特定災害対策

③ 職業性疾病対策

④ 化学物質対策

⑤ 作業関連疾患及び健康保持増進対策

⑥ 安全衛生管理対策

第１０次労働災害防止計画の評価①　【業種別対策】

	１０次防における課題と主な対策	対策の効果	評価	今後の課題
建設業	■ 死亡災害多発（全産業の４割） ■ 死傷災害多発（全産業の２割） → 重点的な監督指導等の実施 → 中小総合工事業者に対する指導 → 労働安全衛生マネジメントシステム導入のための研修実施 ■ 墜落・転落災害多発（死亡の４割） → 手すり先行工法ガイドラインの普及 → 足場先行工法ガイドラインの普及 ■ 建設機械災害多発 → クレーン機能付きドラグ・ショベルの普及 → 危険予知システムの検討 → 転倒時の運転者防護装置のJIS化 ■ 土砂崩壊災害多発 → 土止め先行工法ガイドラインの普及	死亡者数　607 → 508 死傷者数 30,650 → 26,872 足場からの墜落死亡者数 52 → 26 建設機械による死亡者数 92 → 70 土砂崩壊による死亡者数 39 → 21	建設業全体で死亡災害17%減、死傷災害12%減となったほか、重点として取り組んだ三大災害（墜落・転落災害、建設機械災害、土砂崩壊災害）のいずれにおいても死亡者数で大幅な減少が見られた。	■ 労働災害は相当程度減少したが、依然として多発していること等から、引き続き、元方事業者による統括管理の充実、専門工事業者の安全管理能力等の向上、災害発生状況を踏まえた対策の推進が必要。 特に、災害が多発している墜落・転落災害については、安全対策の強化・徹底が必要。 ■ 発注者による安全衛生への配慮の促進等が必要。
陸上貨物運送事業	■ 死亡災害多発（全産業の１割、交通災害多い） → 交通労働災害防止ガイドラインの普及 → 運転実態と災害発生に関する分析とその結果に基づく対策強化のための検討 → 荷主・団体に対する安全運行の要請 ■ 死傷災害多発（全産業の１割、荷役作業中の災害多い） → 荷役作業における危険性・有害性等の調査及びこれに基づく措置（以下「リスクアセスメント」という。）に関するマニュアルの作成・普及	交通災害による死亡者数 169 → 121 荷役作業中の死傷者数 13,603 → 14,301	交通災害による死亡者数は減少が見られたが、荷役作業中の災害は減少傾向が見られない。	■ ガイドラインの徹底、走行計画を運転手に遵守させるための手法の開発・普及等による交通労働災害防止対策の推進が必要。 ■ リスクアセスメントの普及促進、安全対策の強化の検討等による荷役作業に係る墜落・転落災害防止対策の強化が必要。 ■ 荷主等による発注条件の適正化等が必要。

第三次産業	■ 死亡災害多発（全産業の３割） ■ 死傷災害多発（全産業の２割） → 流通・小売業のリスクアセスメントマニュアルの作成 → 産廃処理業、介護サービス業におけるモデル安全衛生規程の作成、指導員養成 → 安全衛生診断の実施 → 災害情報・教育ソフトの提供	死亡者数 391 → 350 死傷者数 39,892 → 43,644 （卸売・小売） 16,392 → 13,159 （産廃処理業） 982 → 1,167 （社会福祉施設） 2,411 → 4,091	死亡災害は減少しているものの、死傷災害は増加している。	■ 災害多発業種等を重点にした労働災害防止対策の推進が必要。 その際、マニュアルの活用等によるリスクアセスメントの普及促進、交通労働災害が増加していることを踏まえた交通労働災害対策の推進、災害事例等を活用した自主的な安全衛生活動の促進等が必要。

第１０次労働災害防止計画の評価②　【特定災害対策】

	１０次防における課題と主な対策	対策の効果	評価	今後の課題
機械災害	■ 製造業で機械によるはさまれ・巻き込まれ災害が多発（死亡災害の３割、死傷災害の５割） → 機械ユーザーに対するリスクアセスメントの努力義務化 → 「機械の包括的な安全基準に関する指針」の普及（機械メーカーによるリスクアセスメントの実施の促進） → 機械の安全制御部の安全規格を公表・周知 → プレス、木工機械、食品加工用機械について総合対策やガイドラインの周知による対策の推進	機械による死亡者数 692 → 580 （うち製造業） 146 → 124 機械による死傷者数 39,869 → 35,678 （うち製造業） 17,304 → 15,317	機械による死亡者数、死傷者数はともに減少が見られた。	■ 機械の設計・製造段階及び使用段階でのリスクアセスメントの普及促進が必要。 ■ 製造段階でリスクアセスメントを実施した機械に対する表示及び譲渡時における使用上の情報の提供の促進のための措置等について検討が必要。 ■ 災害が多発している機械等の安全対策の強化が必要。 ■ 技術の進展等を踏まえた構造規格の計画的な見直しが必要。
交通労働災害	■ 死亡災害多発（全死亡災害の３割） → モデル事業場の育成、個別指導、事例研究等による交通労働災害防止ガイドラインの普及 → 災害調査・自主点検の実施（その結果の分析及び対策強化のための検討） → 製造業、第三次産業等のための交通労働災害防止管理者教育への指導・援助	死亡者数　508 → 399 死傷者数　8,465 → 9,978	死亡災害は減少したが、死傷災害は増加している。	■ 交通労働災害防止ガイドラインの周知徹底が必要。 ■ 走行計画を運転手に遵守させるための新たな手法の開発・普及が必要。 ■関係行政機関との連携による交通労働災害防止対策の推進が必要。
爆発・火災災害	■ 爆発・火災災害が頻発 → 製鉄に係る化学設備等の定期自主検査の徹底を業界団体に要請 → ガソリン等貯蔵タンクの保守点検・改修工事における災害防止対策の徹底を関係団体に要請 → 化学物質に関するリスクアセスメントの努力義務化	死亡者数　27 → 26 死傷者数　264 → 244 （うち化学物質起因） 149 → 140 化学工業の爆発・火災による死傷者数 27 → 23	死亡者数及び死傷者数は増減を繰り返しつつ、若干の減少が見られる。	■ 爆発・火災災害は設備の点検の不備や作業標準・教育の不徹底が要因となることが多いため、中小規模事業場に対する支援等により、リスクアセスメントによる安全管理上の問題点の調査及びその結果に基づく改善の徹底を図らせることが必要。

第１０次労働災害防止計画の評価③　【職業性疾病対策】

	１０次防における課題と主な対策	対策の効果	評価	今後の課題
粉じん障害	■ じん肺が依然として年間 250 人近く発生 → 第６次粉じん障害防止総合対策を策定（アーク溶接、金属等の研ま、トンネル建設工事を重点対象として監督指導等を実施）	じん肺新規有所見者数 254 →　253 （うち金属製品製造業） 35 →　42 （うち機械器具製造業） 56 →　54 （うちトンネル建設工事業） 7 →　8	新規有所見者数は減少が見られず、横ばいとなった。	■ 新規有所見者の発生数が多い金属製品製造業、一般機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等への重点的な取組が必要。 ■ トンネル建設工事のじん肺対策の強化の検討が必要。 ■ 粉じん作業の危険性の認識が不十分な中小規模事業場への効果的な対策の推進が必要。
腰痛	■ 年間 5,000 人近く発症し職業性疾病の６割以上を占める → 腰痛予防対策指針の効果的な周知 → 人間工学的手法を取り入れた指針の見直しを検討	腰痛件数　4,404 →　4,895	腰痛発生件数は増加している。	■ 見直し後の腰痛予防対策指針の周知徹底が必要。 ■ 自己診断用の腰痛危険度チェックリストの作成・普及及びその結果を活用した作業管理が必要。
ＶＤＴ	■ ＶＤＴ機器の普及による健康影響が懸念される → ＶＤＴ作業における労働衛生管理のためのガイドラインのパンフレットを増刷・配布し、普及・定着を推進	身体的疲労を感じる労働者の割合 77.6％ → 78.0％ （眼）　90.4％ → 91.6％ （首・肩）69.3％ → 70.4％	身体的疲労を感じる労働者は減少していない。	■ 引き続きガイドラインの周知が必要であるが、重点対策として位置づけるかどうか検討が必要。
騒音・振動	■ 騒音・振動障害が依然として多発 → 騒音障害防止のガイドライン及び振動障害予防対策指針等の周知徹底 → 振動障害等防止対策の見直しを検討	騒音の新規労災認定者数 498 →　377 振動の新規労災認定者数 632 →　317	新規労災認定者数は大幅に減少している。	■ 振動レベルに応じた作業時間基準に基づく作業管理及びそのための振動レベル表示制度の浸透が必要。 ■ 騒音障害防止のガイドラインの徹底及び発生源等に係るリスクアセスメントの導入が必要。
電離放射線	■ 核燃料加工施設での臨界事故の発生などによる社会的関心の高まり → 被ばくの低減化等の電離放射線障害防止対策の徹底	年間実効線量 20mSv 超の者 89 →　38 原発の平均年間被ばく線量 1.3mSv → 1.0mSv	実効線量が年間 20mSv 超の者や平均年間被ばく線量は減少している。	■ 引き続き被ばく低減化等電離放射線障害防止対策の徹底が必要。
熱中症	■ 死亡災害多発（10 年で 145 人が死亡） → 災害調査分析を行い、特に夏期において建設工事の計画届受付時に窓口指導を実施	死亡者数　22 →　18	死亡者数は 20 人前後が続いており、横ばいで推移している。	■ 望ましい水分・塩分量や摂取回数等についてより具体的な基準の設定が必要。

第１０次労働災害防止計画の評価④　【化学物質対策】

	１０次防における課題と主な対策	対策の効果	評価	今後の課題
石綿	■ 石綿肺がん、中皮腫等の労災認定件数が増加 → 石綿製造等を全面禁止 → 石綿製品の代替化等を促進 → 石綿障害予防規則の制定等 → 重点的な監督指導等の実施 → 建築物解体作業等における石綿ばく露防止対策等に関する講習会の開催 → 石綿ばく露に関する相談窓口を設置	石綿輸入量 43,390t → 0t (石綿に係る労災認定件数) 78 → 1,796	製造等の全面禁止の措置や石綿則の制定などによる建築物の解体作業におけるばく露防止対策の強化等が行われた。	■ 例外的に製造等禁止の猶予措置が取られている石綿製品の代替化を進め、速やかに製造等禁止を行うことが必要。 ■ 引き続き、建築物の解体作業等について、監督指導等によるばく露防止措置の徹底等が必要。 ■ 健康管理手帳に基づく健康管理の推進が必要。
有害・新規化学物質	■ 毎年1,000以上の新規化学物質が労働現場に導入 ■ 新たな知見で明らかになった有害性への対応 → 有害物ばく露作業報告制度を創設 → 国によるリスク評価の実施・結果の公表、及び法的規制の実施 → 強い変異原生が認められた既存化学物質に係る健康障害防止対策について通達	職業がん(石綿除く)の労災認定件数 17 → 16 有害物ばく露作業報告に基づいて対策を講じた物質数 制度なし → ５物質	有害物ばく露作業報告制度ができたことにより、未規制の化学物質について有害性を評価し、結果に基づいて規制を行う枠組みが構築された。	■ がん原性物質について引き続き国によるリスク評価を行い、その結果に基づき規制を行うことが必要。 ■ 欧米の化学物質規制の動向も踏まえ、我が国の化学物質管理のあり方について検討を行うことが必要。
その他の化学物質	■ 化学物質による疾病、中毒が頻発 → 化学物質に関するリスクアセスメントの努力義務化 → 化学物質管理に関する研修の実施 → 化学物質等の表示・文書交付制度の改善 → 有機溶剤中毒、一酸化炭素中毒等の中毒多発作業、業種に対する取組の要請	化学物質による職業性疾病件数 279 → 320 有機溶剤中毒死亡者数 3 → 2 一酸化炭素中毒死亡者数 5 → 9	中毒を含め、化学物質による疾病は減少していない。	■ 法令の遵守徹底とともに、中小規模事業場等に対する支援等により、リスクアセスメントの推進が必要。 ■ 有機溶剤及び一酸化炭素中毒で死亡災害が多発した業種や作業に対する対策徹底のための取組が必要。
作業環境管理	■ 一部の職場で作業環境の改善が必要な状況 → 屋外作業場等における作業環境管理のガイドラインを策定 → 最新の知見に基づく管理濃度の設定・改訂の実施 → 防じん・防毒マスクの買取試験の実施	第１管理区分の事業場割合 90% → 90% 第２管理区分の事業場割合 6.6% → 6.0% 第３管理区分の事業場割合 3.5% → 4.2%	第１管理区分は９割以上に維持されているが、第３管理区分が若干増加するなど、さらなる改善の余地がある。	■ 第２・第３管理区分となった作業場に対して必要な措置の周知徹底が必要。 ■ 諸外国の規制値を踏まえつつ、日本産業衛生学会やＡＣＧＩＨの勧告があった際は管理濃度の見直しの検討を行うことが必要。

第１０次労働災害防止計画の評価⑤　【作業関連疾患及び健康保持増進対策】

	１０次防における課題と主な対策	対策の効果	評価	今後の課題
メンタルヘルス・自殺	■ 業務による精神障害や自殺が急増 →「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を策定 → 長時間労働者に対する面接指導においてメンタル面のチェックの実施 → メンタルヘルスを衛生委員会の議題に追加 → 管理監督者、産業保健スタッフ等、産業医、精神科医に対する研修の実施 → 事業場にメンタルヘルス専門家を派遣し支援 → 自殺予防セミナーの開催	精神障害の労災認定件数 100 → 205 （うち自殺） 43 → 66	労災認定件数が増加傾向にある。	■ 具体的で効果的なメンタルヘルス対策の取組方法を検討し、普及啓発等を図ることが必要。 ■ 労働者が相談しやすい環境の整備、早期の気づきと迅速な専門機関での対応を促進するための仕組みの整備が必要。
過重労働による健康障害	■ 脳・心臓疾患にかかる労災認定件数が多い → 長時間労働者に対する医師による面接指導を義務化し、新たな過重労働による健康障害防止の総合対策を策定 → 面接指導の実施方法等に関する研修、集団指導を実施	過重労働の労災認定件数 317 → 355 （うち死亡） 160 → 147	労災認定件数は減少していない。	■ 長時間労働の削減が必要。 ■ 長時間労働者に対する面接指導の実施状況の把握及び実施の徹底が必要。
着実な健康確保	■ 一般健康診断の有所見率が年々増加 → 産業医、衛生管理者等の選任、健康診断の実施及び事後措置等の徹底 → 産業保健推進センターと地域産業保健センターの連携強化	産業医の選任率 75.8% → 75.4% 衛生管理者の選任率 76.6% → 80.4% 健康診断の実施率 85.4% → 78.5%	健康診断の実施率が低下している。	■ 産業医等の選任率を向上させるための指導等の徹底が必要。 ■ 事業場の規模に関係なく適切な健康確保対策を図ることが必要。
小規模事業場	■ 一般健康診断の有所見率が年々増加 → 地域産業保健センターにおける相談、事業場訪問等の実施 → 産業医共同選任事業による小規模事業場支援	地域産業保健センター利用件数 57,890 → 66,868 50 人未満事業場の有所見率 52.3% → 53.3%	地域産業保健センターの利用者は増加している。	■ 引き続き、地域産業保健センター事業等の推進が必要。
健康づくり	■ 一般健康診断の有所見率が年々増加 → ＴＨＰ導入の支援を実施	健康づくりに取り組む事業場の割合　37%（平成 14 年）	支援終了後のＴＨＰの継続が課題である。	■ 特定健康診査等との関係を整理しつつ、中小規模事業場の健康づくりの推進が必要。
快適職場	■ 職場環境の改善を希望する労働者が多い → 快適職場推進計画の周知（労働局、監督署） → 全国快適職場推進大会の実施 ■ 職場の喫煙対策を望む人が約８割 →「職場における喫煙対策のためのガイドライン」の策定及び周知徹底	快適職場推進計画認定件数 2,411 → 3,207 喫煙対策の実施率 74.4% → 78.7%	快適職場推進計画の認定件数は増加しており、また、喫煙対策の実施率も上がっている。	■ 職場での人間関係などのソフト面も含めた職場環境の改善方法の検討が必要。 ■ 受動喫煙による健康影響の周知及び効果的な分煙手法の普及が必要。

第１０次労働災害防止計画の評価⑥　【安全衛生管理対策】

	１０次防における課題と主な対策	対策の効果	評価	今後の課題
リスクアセスメント マネジメントシステム	■ リスクの低減、多様なリスクへの対応が必要 → リスクアセスメントを努力義務化し、マニュアル・データ集作成、研修等を実施 → 労働安全衛生マネジメントシステム指針を改正 → 労働安全衛生マネジメントシステム実施事業場への計画届免除認定制度導入	リスクアセスメント実施率 20%（平成17年） ＭＳの導入率 1,000 ～ ： 26％ → 37% 500 ～ 999： 18％ → 23% 300 ～ 499： 19％ → 19% 100 ～ 299： 17％ → 13% 50 ～ 99： 13％ → 10%	リスクアセスメントの実施率（10 人以上の事業場）が約２割にとどまっている。 労働安全衛生マネジメントシステムの導入率は大規模事業場では上がっているが、小規模事業場では減少している。	■ 人材養成、マニュアルの作成等によるリスクアセスメントの普及促進が必要。 ■ リスクアセスメントの実施等を前提にした法令適用の柔軟化等の検討が必要。 ■ 労働安全衛生マネジメントシステムの事業場の主体的能力に応じた段階的導入、公共事業等における入札時において労働安全衛生マネジメントシステムに対する取組を評価する制度の導入促進が必要。
中小規模事業場	■ 事業場規模が小さいほど災害発生率が高い → 小規模事業場団体の安全衛生活動への援助 → 安全衛生診断の実施	300 人未満事業場の死傷者数 125,356 →124,581 50 人未満事業場の死傷者数 94,887 → 89,739 1,000人超と300人未満との災害発生率格差 5.69 倍 → 5.82 倍	中小規模事業場の死傷者数は減少したものの、災害発生率の規模別格差は減少していない。	■注文者における安全衛生面への配慮の促進が必要。 ■中小規模事業場における外部機関の活用等に係る検討が必要。 ■リスクアセスメントの普及促進が必要。 ■災害事例等を活用した自主的な安全衛生活動の促進が必要。
自主的な安全衛生活動	■ 安全衛生委員会の活動が低調 → 安全衛生委員会の審議事項にリスクアセスメント、メンタルヘルス等の項目を追加 → 議事の概要の労働者への周知の規定を追加	安全衛生委員会の設置率 74.2% → 76.2% 危険予知活動等の実施率 85.7% → 82.4%	委員会設置率は増加したが危険予知活動等の実施率は減少している。	■ 労働者の安全と健康を最優先する安全文化の醸成等が必要。 ■ 安全衛生委員会における調査審議の実施の徹底等が必要。 ■職場巡視、危険予知活動等の安全衛生活動の充実が必要。 ■災害事例等の安全衛生情報の充実が必要。

人的基盤の充実	■ 安全衛生に必要な人材の確保 → 危険再認識教育実施要領の策定	安全衛生教育(特別教育を除く)の実施率 54.9% → 54.0% 作業内容変更時教育の実施率 51.1% → 45.0%	安全衛生教育の実施が低調になりつつある。	■ 雇入れ時等の安全衛生教育の充実・徹底、危険感受性を向上させる新たな教育等の促進が必要。 ■ 熟練労働者の知識・技能等の伝承の促進が必要。 ■リスクアセスメントに係る人材養成の促進が必要。 ■安全衛生担当者の能力向上、評価の向上、活動の活性化等が必要。
就労形態の多様化等	■ 就労形態の多様化や雇用の流動化が進展 → 製造業において元方と請負事業者間の連絡調整等の実施を義務化 → 製造業の元方事業者による総合的な安全衛生管理に関する指針を策定	製造業の請負労働者の死亡者数 43 → 32	請負労働者の死亡者数は減少しているが、今後これらの労働者の増加が予測される。	■ 雇入れ時等の安全衛生教育の充実・徹底、危険感受性を向上させる新たな教育等の促進が必要。 ■ 法令に基づく派遣元・派遣先の措置義務の履行の徹底が必要。 ■製造業の元方事業者による作業間の連絡調整等の徹底が必要。
高年齢労働者	■ 労働災害における高齢者比率が高い → リスクアセスメント指針で高齢者に有効なレベルまでリスクを下げるべきことを示した	50歳以上の労働者の死傷者数 55,537 → 57,446 50歳以上の労働者の年千人率 3.3 → 3.2	高年齢労働者の増加等に伴い死傷者数は減少していない。	■ 加齢に伴う心身機能の低下等を考慮した作業環境、作業方法の改善等の促進が必要。
外国人労働者	■ 経済のグローバル化による外国人労働者の増加 → 技能講習テキストの外国語版の作成 → 外国人雇用事業場の安全衛生診断の実施	外国人労働者の死傷者数 985 → 1,426	外国人労働者の増加等に伴い死傷者数は減少していない。	■ 外国語による日本の安全衛生情報の提供等によるコミュニケーションギャップ解消等の対策が必要。